

裏面白紙

107.

丙
三九二六
九二六

立案	昭和	年	月	日
決裁	昭和	年	月	日

爵位課長

宗秩寮總裁

宮内事務官

勅授
陸軍司政長官鈴木恭一外十九名叙位
ノ件

昭和九年二月廿五日
臺帳記入 月 日
官報報告済

陸軍司政長官鈴木恭一外十九名叙位
ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十九年二月二十五日

内閣總理大臣東條英機

内

閣

裏面白紙

人陸位第二〇號	
案	起
昭和十九年二月	
日	
決定	裁可
昭和	昭和十九年二月二十日
年	月
日	日
施行	昭和
年	
月	
日	

内閣總理大臣 

内閣書記官長 

陸軍司政長官鈴木恭一外十九名叙位
件

内閣

叙從四位

昭和三十九年二月十六日
正五位

三年

昭和三十九年九月廿一日
高等官一等

陸軍大臣

正五位

鈴木 恭一

右文武官叙任進階内則第三條ニ依リ

謹テ奏ス

昭和十九年二月十六日

陸軍大臣 東條英機



陸 軍

「在京」

同		滋
同	伊藤	
鐵道官同		
十八年九月二十二日		
勅任官ヲ待遇セラル		
同		
同		
同		

昭和十九年二月二十一日

運輸通信大臣 五島 慶 太

運輸通信省

同	同	同	同	綬從四位 正五位	嘉十六年二月一日 經過滿三年以上	嘉十九年一月三十一日 高等官一等	通信院業務局長 正五位中村純一
同	同	同	同	嘉十四年二月一日	經過滿五年以上	嘉八年十二月一日 高等官三等	清水高等商船學校教授 加納道生
同	同	同	同	嘉十四年一月十六日	同	嘉八年十二月一日	同 越山季一
同	同	同	同	嘉十四年二月一日	同	嘉八年十二月二十日	海運局技師同 森脇英一

右文武官敍位進階內則第二條ニ依リ

謹
テ
奏
ス

昭和十九年二月二十一日

運輸通信大臣 五島 慶太



運輸通信省

紬從四位 紬正五位	昭和四年二月一日 在職滿五年以上	昭和十六年四月七日 降敍高等目二	正五位	通信院技師 關口義平
--------------	---------------------	---------------------	-----	---------------

右文武官敘位進階内則第三條ニ依リ

護
テ
奏
ス

昭和十九年二月二十一日

運輸通信大臣 五島 慶太



運輸通信省

號

敍從四位正五位經過滿高等官三等正五位氣象技師佐々木鶴藏

右文武官敍位進階内則第二條ニ依リ

謹
テ
奏
ス

昭和十九年二月二十一日

運輸通信大臣 五島 慶 太



運輸通信省

内閣大書記官 一九〇

敍從三位正四位五年經過昭和七年二月十四日臺北帝國大學教授正四位横川 定

右文武官敍位進階内則第二條ニ依リ

謹テ奏ス

昭和十九年二月十七日

臺灣總督 長谷川



臺灣總督府

上奏書用紙

(日本標準規格 B4)

めくれず

ニリ文

敘從四位

正 昭和十三年十一月十五日 五年以上 昭和八年九月三十日 陸軍高等官三等

東京都技師正五位 小林 隆 德

右文武官敘位進階内則第二條ニ依リ謹テ 奏ス

昭和十九年二月十六日

内務大臣 安 藤 紀 三



内 務 省

履 歴 書

陸軍司政長官正五位 鈴木 恭一

年 月 日生

年 月 日	要 項	資 格	在 職 年 數	通 算
昭和七年一月十六日	遞信書記官	奏任		
昭和七年二月十五日	正五位			
昭和七年八月二十九日	陸軍司政長官正五位	奏任	三年	三年
昭和七年九月三十日	高等官一等			
昭和九年二月十四日				
合 計			三年	三年

裏面白紙

陸軍大臣 一四一 辨

叙位ノ件 進達

昭和十九年二月十六日

陸軍大臣 東條英機

内閣總理大臣 東條英機

陸軍司政長官 鈴木 恭一 叙位ノ件

右進達又

官報登載

陸軍



秘恩第一六八號

昭和十九年二月二十一日

運輸通信大臣 五島 慶太

内閣總理大臣 東條 英機 殿

別紙圖田信次始三名進位ノ件上奏書進達ス

運輸通信省



秘恩第一三〇號ノ一

一通信院業務局長正五位中村純一外三名敍位ノ件
別紙上奏書及進達候也

昭和十九年二月二十一日

運輸通信大臣 五島 慶太



内閣總理大臣 東條 英機 殿

運輸通信省



秘恩第一四七號

一、通信院技師正五位關口義平敘位ノ件
別紙上奏書及進達候也

昭和十九年二月二十一日

運輸通信大臣 五 島 慶 太

内閣總理大臣 東 條 英 機 殿



運輸通信省



秘恩第一六〇號

一、氣象技師正五位佐々木鶴藏敍位ノ件
別紙上奏書及進達候也

昭和十九年二月二十一日

運輸通信大臣 五島 慶 太



内閣總理大臣 東 條 英 機 殿

運輸通信省



内務大臣官房 甲第 六九七 號

別紙 宮内省 石直外七名 紋位ノ件

上奏書進達ス

昭和十九年 二月十八日

内務大臣 安藤 紀三郎



内閣總理大臣 東條 英機 殿

内務省

19.2.19 付受

内務大臣官房 甲第 六〇四 號

別紙 横 川 定 敘 位 ノ 件

上奏書進達ス

昭和十九年 二月 十七 日

内務大臣 安 藤 紀 三 郎



内閣總理大臣 東 條 英 機 殿

内 務 省



めくれず

内務大臣官房 甲第 六五七 號

別紙 小 林 隆 徳 敍 位 ノ 件

上奏書進達ス

昭和十九年二月十六日

内務大臣 安藤 紀三



内閣總理大臣 東條 英機 殿

内務省

